

令和8年度 スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金の概要

宮城県建築住宅センターは、家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減、及び災害時にも電気や熱を確保できる住まい(スマートエネルギー住宅)の普及を図るため、以下の補助対象設備等の導入又は施工をする方に対して、その費用の一部を補助します。

みやぎ環境税活用事業

1 補助対象等

	補助対象設備等	補助額・率
創エネ	①太陽光発電システム(蓄エネ設備併設タイプ)	3万円/件
	②地中熱ヒートポンプシステム	補助対象経費の1/5(上限50万円)
蓄エネ※1	③蓄電池※1	4万円/件
	④V2H(住宅用外部給電機器)※1	4万円/件
省エネ	⑤家庭用燃料電池(エネファーム)	3万円/件 SOFC※2の場合16万円/件
	⑥既存住宅省エネルギー改修	窓等 2千円~9万円 外壁等 1万4千円~9万円
	⑦みやぎゼロエネルギー住宅※3	25万円/件

※1 ③④は太陽光発電システムの設置が要件。(新設・既設問わず)

※2 固体酸化物形燃料電池を活用したもの。

※3 ⑦は②⑤との併用が可能。

2 補助対象者

次の(1)から(6)までの全てを満たす方(詳しい内容は手引きを参照ください)

- (1)宮城県内に住所を有する個人または宮城県内に本拠を置く法人(個人事業主を含む)
- (2)全ての県税に未納がないこと
- (3)暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しないこと
- (4)上記1の①太陽光発電システム、③蓄電池、④V2H、⑦みやぎゼロエネルギー住宅の場合、「みやぎスマエネ倶楽部」に入会申込すること
- (5)上記1の⑥既存住宅省エネルギー改修の場合、環境省の「家庭エコ診断」を受診すること
- (6)申請者が補助対象住宅を所有し、かつ居住していること

3 基準日と受付期間

募集区分	対象となる基準日※4	受付期間	予算額※5
一次募集	令和7年12月1日 ~令和8年5月31日	令和8年5月25日(月)~6月5日(金)	137,492,000円
二次募集	令和8年6月1日~9月30日	令和8年9月28日(月)~10月9日(金)	136,458,000円
三次募集	令和8年10月1日~11月30日	令和8年11月24日(火)~12月4日(金)	73,050,000円

※4 基準日とは、上記1の①太陽光は電力受給開始日、②地中熱及び⑥省エネ改修は工事完了日、その他の設備等は引渡日を指します(特例あり)。基準日に対応する受付期間にしか申込みができませんので、必ず申込前に基準日をご確認ください。

※5 各募集区分の申込総額が予算額を上回った場合は、抽選により交付対象者を決定いたします。

申込前に必ず手引きをご覧になり、内容等に間違いがないことをご確認ください。

補助金の申込先・お問い合わせは

(一財)宮城県建築住宅センター 性能評価課

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目1-20 ふるさとビル6階

・TEL 022-265-3605 ・メール sumaene@mkj.or.jp

・ウェブサイト <https://www.mkj.or.jp>

令和7年度からの変更点(概要)

	令和8年度の内容	令和7年度の内容
補助額・率	○V2H(住宅用外部給電機器) <u>4万円</u> ／件 ○家庭用燃料電池(エネファーム) <u>3万円</u> ／件	○V2H(住宅用外部給電機器) 5万円／件 ○家庭用燃料電池(エネファーム) 4万円／件
補助対象	廃止	○EV・PHV 10万円／件 ○次世代みやぎゼロエネルギー住宅(地域型) 200万円／件